

高知県におけるICT活用工事の普及を促進し、建設現場における生産性向上を図ることを目的に、「第1回高知県ICTモデル工事支援連絡協議会」を開催しました。

次 第

日時 平成30年7月23日(月)13:30~14:30
場所 サンピアセリーズ 3F マリンホール

1 開会 13:30~13:35

開会挨拶

高知県土木部技術管理課長 窪田佳史

2 議事 13:35~14:10

(1)高知県ICTモデル工事支援連絡協議会の
設立について

(2)高知県のICT活用工事の実施状況について

(3)ICT活用モデル工事(事業)への
技術支援について

(4)今後のスケジュールについて

3 意見交換 14:10~

4 閉会



開催風景

高知県 ICT モデル工事支援連絡協議会 設置規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、「高知県 ICT モデル工事支援連絡協議会（以下、「協議会」という）」と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、ICT活用モデル工事の課題を抽出し、対応策の検討や事業効果を検証するとともに、受発注者を支援することによって、高知県におけるICT活用工事の普及促進し、建設現場における生産性向上を図ることを目的とする。

(事務、事業)

第3条 協議会は、次の事項について検討等を行う。

- (1) ICT活用工事の実施における効果や課題の整理
- (2) 課題への対応策の検討
- (3) 先進的取組の情報共有
- (4) 普及啓発に関する事項
- (5) その他、ICT活用工事に関し、受発注者の支援に関する事項

(組織)

第4条 協議会は、別表1のとおり、国及び地方公共団体、関連する業界団体をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会には、会長を置く。
2 会長は、高知県土木部技術管理課長とする。

(開催)

第6条 協議会は、会長が召集し運営する。
2 会長は、必要があると認めるときは、協議会メンバー以外の者をオブザーバーとして会議への出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、高知県土木部技術管理課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

(附則)

この規約は、平成30年7月23日から施行する。

別表1

高知県 ICT モデル工事支援連絡協議会 組織構成

国土交通省	総合政策局公共事業企画調整課 国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター社会資本施工高度化研究室 四国地方整備局企画部技術管理課 四国地方整備局企画部施工企画課
県	土木部技術管理課 土木部各事業主管課 各（土木）事務所
各業界団体 関係者	一般社団法人 高知県建設業協会 一般社団法人 高知県測量設計業協会 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会四国支部 一般社団法人 日本建設機械施工協会四国支部 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会四国支部 公益社団法人 高知県土木施工管理技士会 公益社団法人 高知県建設技術公社 モデル工事等受注者 モデル工事支援業務受注者
オブザーバー	各協議会メンバーから推薦があり会長が必要と認めたもの